令和7年度　石垣市社会教育学級委託実施要項

1　目的

　 　社会教育事業委託要綱（令和5年石垣市教育委員会告示第13号。以下「要綱」という。）第2条第1項に基づき、石垣市教育委員会（以下「委員会」という。）が令和7年度の社会教育学級を委託する場合に必要な事項を定める。

2　委託者　石垣市教育委員会

3　受託者

(1)　石垣市社会教育関係団体登録制度に関する要綱(平成30年石垣市教育委員会告示第2号)の規定により登録された団体及び文化・サークル団体

(2)　県立高等学校、大学及び研究所

(3)　その他、自主的に学習計画を立て、自ら学ぶ意欲のあると認められる団体

4　委託対象学級及び学習内容

(1) 青年学級、家庭教育学級、成人学級、高齢者学級、女性学級及びその他学級

(2) 生涯の各時期や年代に必要な学習内容で講話・討議・視察・レク等、幅広い学習形態や方法を用い、より効果的な学習・運営方法を図る。（資質の向上、健康管理、レク、趣味、仲間作りを深める等の内容）

(3) 学級は、 8回以上開催すること。

(4) 学級員は 10名以上とする。

5　開設期間　令和7年5月1日(木)～令和8年2月27日(金)

　　　　　　　　(実績報告書の提出期限を含む)

6　申込期間　令和7年4月11日(金)～令和7年4月22日(火)

7　募集団体　3団体

8　委託金額　8万円以内

9　経費の使途内容

社会教育事業委託要綱第11条の規定による

|  |  |
| --- | --- |
| 諸謝金 | 講師等の謝礼金 |
| 旅費 | 実費(鉄道費、船賃、航空賃、バス賃のみ) |
| 消耗品費 | 学級実施に係る消耗品(紙、筆記用具、封筒、テープ等) |
| 印刷製本費 | コピー、冊子印刷等 |
| 食糧費 | 講師の弁当代等 |
| 通信運搬費 | 切手代、郵送費等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、使用料等 |
| 原材料費 | 一講座につき一人当たり上限500円 |

11　提出資料

申請と実績報告にあたって、社会教育事業委託要綱第４条及び第9条に基づく下記の書類を提出すること。

申請の時

(1)　石垣市社会教育事業受託申請書(様式第1号)

(2)　事業実施計画書(様式第2号)

(3)　団体名簿(様式第3号)

(4)　予算書(様式第4号)

　　　実績報告の時

(1)　石垣市社会教育事業実施報告書(様式第6号)

(2)　実施報告書(様式第7号)

(3)　収支精算書(様式第8号)

(4)　学級日誌(様式第9号)

(5)　出席簿(様式第10号の1)

(6)　領収証綴(様式第11号)

12　その他

　　　要綱及び本要項に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

13　提出先及び問合わせ先

　　石垣市教育委員会　いきいき学び課

　　Tel：0980-83-0373　Fax：0980-82-0294